

認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準案参照条文

○ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（抄）

（都道府県知事への届出等）

第十七条 次に掲げる者は、利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該利用者が当該電子署名を行ったことを確認するため、都道府県知事に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報ファイルの提供を求めようとする場合（第四号及び第五号に掲げる者にあつては電子署名及び認証業務に関する法律第二条第三項に規定する特定認証業務を行う場合に、第六号に掲げる団体にあつては行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条二号に規定する行政機関等（以下「行政機関等」という。）及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する場合に限る。）には、あらかじめ、当該都道府県知事に対し、総務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。

一（四）（略）

五 電子署名及び認証業務に関する法律第二条第三項に規定する特定認証業務を行う者であつて政令で定める基準に適合するものとして総務大臣が認定する者

六 （略）

2（6）（略）

○ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）（抄）

（特定認証業務を行う者に係る認定の基準）

第八条 法第十七条第一項第五号の政令で定める基準は、特定認証業務（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。以下この条において同じ。）を行う者が行う特定認証業務

が次の各号のいずれにも該当することとする。

一〇二 (略)

三 前号に掲げるもののほか、特定認証業務が総務省令で定める基準に適合する方法により行われるものであること。

○ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二百十号）（抄）

（特定認証業務におけるその他の業務の方法）

第二十六条 令第八条第三号の総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一〇六 (略)

七 認証業務に関し、利用者その他の者が認定申請者が行う特定認証業務と他の業務を誤認することを防止するための適切な措置を講じていること。

八〇六 (略)

○ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）（抄）

（認定の基準）

第六条 主務大臣は、第四条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一〇二 (略)

三 前号に掲げるもののほか、申請に係る業務が主務省令で定める基準に適合する方法により行われるものであること。

○ 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二百十号）（抄）

（その他の業務の方法）

第六条 法第六条第一項第三号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

七 認証業務に関し、利用者その他の者が認定認証業務と他の業務を誤認することを防止するための適切な措置を講じていること。

八〇七 (略)

○ 電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定に係る指針(平成十三年総務省・法務省・経済産業省告示第二号) (抄)

(特定認証業務に係る電子署名の基準)

第三条 規則第二条の基準を満たす電子署名の方式は、次の各号のいずれかとする。

一 (略)

二 RSA-PPS方式(オブジェクト識別子 一 二 八四〇 一一三五四九 一 一 一〇)であつて、ハッシュ関数としてSHA-1(オブジェクト識別子 一 三 一四 三 二 二六)、SHA-256(オブジェクト識別子

二 一六 八四〇 一 一〇 一 三 四 二 一)、SHA-384(オブジェクト識別子 二 一六 八四〇 一

一〇 一 三 四 二 二)又はSHA-512(オブジェクト識別子 二 一六 八四〇 一 一〇 一 三 四 二

三)を使用するものうち、モジュラスとなる合成数が千二十四ビット以上のもの

三〇四 (略)

(認定認証業務と他の業務との誤認を防止するための措置)

第十条 規則第六条第七号に規定する利用者その他の者が認定認証業務と他の業務を誤認することを防止するための適切な措置には、次の各号に掲げる措置が含まれるものとする。

一 (略)

二 発行者署名検証符号に係る電子証明書値をSHA-1、SHA-256、SHA-384又はSHA-512のうちいずれか一以上で変換した値によって認定認証業務を特定すること。